

れいわ ねんどだい かいよこはまししょうがいしゃせきすいしんきょうぎかいかいぎろく 令和4年度第2回横浜市障害者施策推進協議会会議録	
にち じ 日 時	れいわ ねん がつ にち げつ ごご じ ぶん 令和4年11月21日(月)午後3時00分～午後5時10分
かいさいばしょ 開催場所	よこはましちやうや かい 横浜市庁舎18階 みなと1・2・3
しゅつ せき しゃ 出席者	あらかしいいん いいやましいいん うちじまいいん おおともいいん おおほしいいん かが やしいいん こばやししいいん 荒木委員、飯山委員、内嶋委員、大友委員、大橋委員、加賀谷委員、小林委員、 さとうしいいん しげやしいいん しみずしいいん すやましいいん ながたしいいん ならさきしいいん にのみやしいいん 佐藤委員、渋谷委員、清水委員、須山委員、永田委員、奈良崎委員、二宮委員、 のなかしいいん ひらたしいいん ぼりうちしいいん まつだしいいん 野中委員、平田委員、堀内委員、松田委員
けつ せき しゃ 欠席者	あかばねいいん いのうえいいん かないいん つちやしいいん やまぐちしいいん やまもといいん わだしいいん 赤羽委員、井上委員、金井委員、土屋委員、山口委員、山本委員、和田委員
かいさいけい 開催形態	こうかい 公開
ぎ だい 議題	ぎ だい 議題 (1)会長選出について ほうこくじこう 報告事項 (1)第4期横浜市障害者プランの改訂に係る今後の取組について (2)あんしんしこにかかるとれいわ ねんどじぎょうじつせき あんしん施策にかかる令和3年度事業実績について (3)うらふねふくごうふくししせつ うんえいじぎょうせんてい 浦舟複合福祉施設における運営事業者選定について (4)ぼうさい げんさいにかかわるとりくみじょうきょう 防災・減災にかかわる取組状況について (5)ちいきりょういく みなお 地域療育センターの見直しについて
けつていじこう 決定事項	
ぎ じ 議 事	かい かい 開 会 (田辺係長) それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回横浜市障害者施策推進協議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます健康福祉局障害者施策推進課施策調整係長の田辺です。どうぞよろしくお願いたします。 会議に先立ちまして、1点お願い事がございます。この会議は、要約筆記者による文字の書き出しを行いながら進めさせていただきます。そこで、委員の皆様と事務局の皆さんはご発言の前にご所属とお名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。 健康福祉局長あいさつ (田辺係長) では初めに、健康福祉局長の佐藤から挨拶を申し上げます。 (佐藤局長) 健康福祉局長の佐藤でございます。事務局を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、当協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から市政への多大なるご貢献、また、とりわけ障害者施策の関係につきましては大変ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。改めてこの場をお借りいたしまして、お礼を一言申し上げます。 今回は、7月の委員改選後初めての、新たな体制での開催となります。ご多忙の中、本協議会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。当協議会は、横浜市の障害者児・者施策の計画的な推進に関わる調査・審議を行うための、大変重要な附属機関の一つに位置づけられております。私どもが議題として用意しているも

の、また、報告として用意させていただいているテーマがございまして、ぜひ一つ一つ忌憚のないご意見を頂けるとうれしく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それと今、健康福祉局ということで、私も新型コロナウイルス感染症対策を所管しております。現在、この10月下旬になってから少しずつ増えてきている状況で、少し周りの状況等を注視しているところです。東京都においても1万人を超えたり、北海道でも1万人を超えたりという報道があって、日本全国でも10万人を超えているという報道も最近あり、ただ、第7波のときは7月の第1週から第2週にかけて爆発的に増えた状況がございましたが、今のところは少しずつじわじわと増えていて、一度に爆発的に大きな山が来るような状況は見ていません。ぜひ皆様方も基本的な感染症対策を行っていただきながら日常生活を送っていただければと考えております。また今、全国的にもワクチン接種などを進めておりますので、ぜひそちらもご検討いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、本日の議題になりますが、会長選出のほか、第4期障害者プランの改訂の取組、あんしん施策等の令和3年度の取組実績ほか用意させていただいておりますので、ぜひいろいろな面から忌憚のないご意見を頂いて、活発な協議会にいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(田辺係長)議事に入る前に、委員の皆様が7月14日付で委嘱させていただきましたことをご報告いたします。本来であれば、全ての委員の皆様が委嘱状を持って就任のお礼のご挨拶に伺うべきところですが、本日、こちらの場での前名前の紹介で代えさせていただきたいと思っております。略式で誠に恐縮ですが、どうぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。

では、委員のご紹介をさせていただきます。一般社団法人横浜市医師会常任理事の赤羽重樹委員。本日欠席でございます。再任でございます。

YPS横浜ピアスタッフ協会協会の荒木雅也委員。再任でございます。

横浜知的障害関連施設協議会副会長、飯山文子委員。再任でございます。

公益財団法人横浜市身体障害者団体連合会理事で、横浜市肢体障害者福祉協会会長の井上彰委員。本日欠席でございます。再任でございます。

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事の内嶋順一委員。再任でございます。

特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表の大友勝委員。

再任でございます。

公益財団法人横浜市身体障害者団体連合会理事で特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会副会長の大橋由昌委員。再任でございます。

日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合事務局長の加賀谷護委員。再任でございます。

一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会副会長の金井緑委員。本日欠席で

ございます。再任でございます。

社会福祉法人聾い鳥 横浜市東部就労支援センター所長の小林秀彦委員。新任でございます。

公益財団法人横浜市身体障害者団体連合会理事で横浜市腎友会会長の佐藤秀樹委員。新任でございます。

横浜市障害者地域作業所連絡会副会長の渋谷治巳委員。再任でございます。

横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事の清水龍男委員。再任でございます。

横浜市身体障害者団体連合会副理事長で横浜市中途失聴・難聴者協会会長の須山優江委員。再任でございます。

特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長の土屋克也委員。本日欠席でございます。新任でございます。

横浜市グループホーム連絡会入居者部会部会長の永田孝委員。再任でございます。

本人の会サンフラワーの奈良崎真弓委員。再任でございます。

一般社団法人横浜市歯科医師会常任理事の二宮威重委員。再任でございます。

神奈川県立三ツ境養護学校校長の野中裕美委員。新任でございます。

東洋英和女学院大学人間科学研究科准教授の平田幸宏委員。新任でございます。

法人型地域活動ホーム連絡会、社会福祉法人同愛会つづき地域活動ホームくさぐえ統括施設長の堀内哲也委員。新任でございます。

横浜公共職業安定所所長の松田誠二委員。再任でございます。

一般社団法人神奈川県精神科病院協会副会長の山口哲顕委員。本日欠席です。再任でございます。

横浜市精神障害者生活支援センター連絡会、瀬谷区生活支援センター施設長の山本圭子委員。本日欠席です。新任でございます。

自助グループ精神障害者当事者夫婦の会負けてたまるか！発起人の和田千珠子委員。本日欠席でございます。再任でございます。

それでは、本日のご出席者の人数を確認させていただきます。本日は、委員25名のうち18名ご出席となっております。横浜市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に規定されております委員の過半数を満たしていることをご報告させていただきます。

議題

(1) 会長選出について

(田辺係長) それでは、議題1に入ります。本協議会の会長を選出いたします。本協議会の会長は、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第6条により、委員の皆様のご賛成により決めると定められておりますが、どなたかご意見もしくはご推薦の方はいらっしゃいますでしょうか。では、須山委員。

(須山委員) 浜難聴の須山です。会長に内嶋委員を推薦したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

(田辺係長)ありがとうございます。内嶋委員、いかがでしょうか。

(内嶋会長)謹んで拝命いたします。

(田辺係長)ありがとうございます。それでは、内嶋委員を本協議会の会長とさせていただきます。

次に、職務代理者を選出いただきます。職務代理者につきましては、横浜市障害者施策推進協議会条例第4条3項により、あらかじめ会長が指名する者となっておりますが、内嶋会長、いかがでしょうか。

(内嶋会長)平田委員をお願いしたいと存じます。

(田辺係長)平田委員、よろしいでしょうか。

(平田委員)微力ながら務めさせていただきます。

(田辺係長)ありがとうございます。では平田委員、よろしく願いいたします。それでは、ここからは内嶋会長にご挨拶と、以降の議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(内嶋会長)ただいま会長を拝命いたしました内嶋でございます。よろしく願いいたします。座って、これから議事進行させていただきます。

皆様、もう年末にかかろうとしているお忙しいところお運びいただき、恐縮でございます。今日も、報告事項ではありますがいささか議題が多くございます。円滑な議事進行に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

報告事項

(1)第4期横浜市障害者プランの改訂に係る今後の取組について

(内嶋会長)それでは早速ですが、皆様のお手元の次第の4、報告事項(1)第4期横浜市障害者プランの改訂に係る今後の取組について、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

(佐渡課長)横浜市健康福祉局障害施策推進課長の佐渡から、座ってご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。「第4期横浜市障害者プランの改訂に係る今後の取組について」という資料でございます。皆様ご存じのとおり、「第4期横浜市障害者プラン」は1センチぐらいの厚さの冊子をつくりまして、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間として進めているものです。

1番の趣旨の3行目をご覧ください。このうち、3年を1期、1つの期間として作成する障害福祉計画と障害児福祉計画の部分については3年ごとで、令和5年度をもって1回目の計画期間が終了することになりますので、新しい計画を策定することになりますのと、障害者プラン全体の見直し、振り返りをこの時期に併せて行います。下にある表のようなものは障害者プランのつくりを示すものですが、今は第4期ということで右側になります。令和3年度から8年度までの6年間が期間になっておりますが、この

障害者プランは、3つの法律に基づいて3つの計画を一体的に一つのものとしてつくっています。1つは、障害者基本法に基づく障害者計画。もう一つは、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、主に大人の部分の計画になります。もう一つは、児童福祉法に基づく障害児福祉計画で、この障害福祉計画と障害児福祉計画の部分は3年に1度見直すことになっておりますので、障害者プラン全体の6年の中の真ん中、5年度に見直しをする予定になっております。

2番の今後のスケジュールでございますが、5年度に見直しをするために、今年度から障害のある当事者の皆様や支援者の皆様、家族会の皆様にグループインタビューという形でご意見をお伺いして、改訂の案のベース、根拠にさせていただきたいと思っております。今月の下旬から来年の1月頃にかけて、各団体の皆様のところにお邪魔してグループインタビューをさせていただこうと思っております。それから、5年の3月から改訂の案をつくっていかうと思っております。夏に、基になる「素案」をつくる予定にしております。9月ぐらいにはパブリックコメントという形で広く市民の皆様にご意見を伺って、基となる「原案」をつくっていかうと考えています。最終的には5年度末、6年の3月には案をつくっていかうと考えています。

裏のページを見ていただきますと、どんな団体の皆様にご意見を伺うのかが書いてあります。もう既に各団体の皆様にはお伺いして、お願いしている途中でございます。実施予定団体はここにあるとおりになっておりますが、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市地域活動ホーム連絡会、横浜市グループホーム連絡会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、横浜知的障害関連施設協議会、YPS横浜ピアスタッフ協会、横浜市グループホーム連絡会の入居者部会の皆様、そして横浜市放課後等デイサービス自主勉強の会、これらの団体にご意見をお伺いして、素案づくりに入っていかうと考えております。ご説明は以上です。

(内嶋会長)ただいまご説明がありました報告事項(1)第4期横浜市障害者プランの改訂に係る今後の取組について、委員の皆様からご質問・ご意見を伺いたいと存じます。ご意見・ご質問がある方は挙手などでお示しください。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。二宮委員、お願いいたします。

(二宮委員)横浜市歯科医師会の二宮でございます。これの経緯についてですが、今後、恐らく市民の方々向けに説明会等を行うのではないかとお思います。そのときに、前のこの協議会で、市民向けの説明会のときにウェブだけだと困るとか、この曜日だと困るとか、そういったご要望が多々寄せられたとお思います。今回も計画を進めるにあたって、決まってからこの白とこの白にやりますというよりも、事前に障害者団体あるいは障害児・者のご意見をお伺いして、それを酌み取った形で説明会が実施できればと思っております。以上です。

(佐渡課長)二宮委員、ご意見ありがとうございます。市民説明会や各団体の説明の仕方につきましては皆様にご意見を頂きながらと思っておりますので、コロナの状況も

ございますが、ウェブだけにするとといったことはなるべくせず、直接ご意見を頂けるような機会をつくってまいりたいと思います。

(内嶋会長)ほかにご質問・ご意見いかがでしょうか。飯山委員、お願いします。

(飯山委員)横浜知的障害関連施設協議会の飯山です。今のご意見と近いところがあって、協議会にもう日程の調整が入っていたら申し訳ないのですが、イメージとして、いつも行政説明みたいに意見交換をしましよとは言っていたのですが、できれば見出しの方向性みたいなものを先に流していただいて、読み込んでこいと。その上で、当日、団体と話すときにもう一度そのペーパーを基に、読み込んできたと思うので、そこで意見交換がしたいとさせていただいたほうが中身の濃い意見交換ができるのかなと思っ、お願いしたいと思しました。

(佐渡課長)ご意見ありがとうございます。今回のグループインタビューに関しましては、障害者プランを全部やるとこの1センチぐらいの厚さのものの全部に意見を頂くことになりますので、この中から、策定するとき当事者の皆様から特にご意見が多かったものや困り事などを中心に幾つか項目を決めまして、事前にその項目をアンケートさせてくださいというお願いを各団体に送らせていただき、それを中心に意見交換ができればと思っております。また、もちろん提示したものの以外の項目でご意見を頂いても当然大丈夫にしていきたいと思いますが、今、飯山委員がおっしゃったように中身の濃い意見交換にしたいと思しますので、事前にそのような工夫はしてまいりたいと思します。以上でございます。

(内嶋会長)奈良崎委員、どうぞ。

(奈良崎委員)奈良崎です。お願いがあります。いつもインタビューとか調査は、私たちの本人活動の仲間には全然声がかからないことが多いです。本人活動ではない知的障害の仲間もいっぱいいるので、できれば知的障害の学習会みたいなことで意見交換の場をもらえるといいのかなと。例えば2つ会場をつくってもらって、上大岡のウィングとか新横浜のラポールとか、北部、南部、中部ではなくても分けて学習会をしてもらうと、いろいろな仲間たちが意見を出せるのかなと思しました。お願いしたいです。以上です。

(佐渡課長)奈良崎委員、ご意見ありがとうございます。日程の関係などもあります、できればそういう形が取れるように工夫していきたいと思しますし、万が一、今回意見を頂く機会が日程的に難しい場合には、別の機会も含めて考えていきたいと思します。どうぞよろしくお願いいたします。

(内嶋会長)奈良崎委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、清水委員、お願いします。

(清水委員)守る会連盟の清水です。以前、プランの評価を行ったと思うのですが、そのときに「×」がついたもの、「△」がついたものは優先して取り組むべきだということを冒頭にうたっていたきたいです。よろしくお願いいたします。

(内嶋会長)今のはご意見ということでよろしいですね。事務局もそのようなご意見が

あったということによろしいですね。

ほかにかがでしょうか。本件報告についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本件報告については、以上、ご意見・ご質問があったということを受け取りました。

(2) あんしん施策にかかる令和3年度事業実績について

(内嶋会長) 次第の縦4、報告事項(2) あんしん施策にかかる令和3年度事業実績について、事務局からご報告・ご説明をお願いいたします。

(佐渡課長) 資料2-1と2-2をご覧くださいながら説明を聞いていただければと思います。

資料2-1「将来にわたるあんしん施策」の実績報告について、という資料です。この実績報告を行う理由を、1番の趣旨のところに書いてございます。これまで、「将来にわたるあんしん施策」については平成22年から毎年ご報告させていただいておりましたが、5年目、6年目ぐらいから障害者プランの市民説明会で、障害者プラン——あんしん施策よりももっと広い施策の取組内容や進捗状況に含めてご報告するようになっておりました。しかし、「将来にわたるあんしん施策」が10年を超える中で、障害者プランに掲載している取組の中に溶け込んでいるものや、もう既に当たり前のように行われていることで障害者プランに載らなくなってしまった事業もあったので、「将来にわたるあんしん施策」を一覧で確認することができない状況になっておりました。この協議会の委員の皆様や検討部会の皆様からご意見もあり、昨年度から「将来にわたるあんしん施策」の取組内容を分かりやすく、このあんしん施策だけをお伝えするために、実績報告という形でこの時期に行うこととしたものです。「将来にわたるあんしん施策」は、平成21年度に、横浜市の在宅心身障害者手当をなくして、質的転換ということで、その予算額を障害福祉施策に充てるという事業の転換によって行われてきているものです。これをきちんと振り返ることは、障害のある方々やその周りにいらっしゃる方に横浜市として責任を果たしているご報告をすることにもなると思っており、改めてこの実績報告をするものです。報告方法としては、この協議会はもちろんでございますが、今日ご覧いただく資料と同じものを12月頃に横浜市のホームページに掲載し、どなたでもご覧いただけるようにしたいと思っております。昨年度のものは、既に横浜市のホームページに掲載しております。

それでは、次のページの資料2-2をご覧ください。これが中身になっております。令和3年度、昨年度の実績報告です。全体の事業費。令和3年度の予算額は総額で29億800万円、このうち、横浜市の財源——一般財源という言い方をしますが、横浜市のお金の部分は20億3200万円で、平成21年当時の19億弱、18億強の在宅障害者手当の予算は数字的に担保している状況になっております。予算額に対して3年度の決算額は右側で、総事業費28億9600万円、このうち、横浜市独自のお金の部分は21億6300万円になっております。今年度、4年度の予算額は総事業費で31億7,700

万円、横浜市独自のお金の部分は21億2300万円となっております。4年度はまだ年度途中なので、決算額は来年度の報告書でお示します。

あんしん施策3つの柱で20以上の事業がございますので、その中から特にご意見の多い事業を本日ご紹介したいと思います。2番の「主な取組内容、実績・進捗」をご覧ください。(1)は「親なき後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築」、これが3つの柱のうちの1つです。そのうちの事業で、1つ目は後見の支援制度。これは、障害のある方ご本人や家族に寄り添って、将来の不安や悩みを一緒に考えて、親なき後も安心して暮らすことができる地域の見守りの体制をつくる事業になっています。3年度の実績は、18か所、各区1か所で登録者数は1909人。あんしんキーパーというのは障害のある方の見守りを行う地域の方ですが、この方々が1346人という実績です。1900人という登録人数の数字を見て、まだまだ少ないなど考えております。制度をもっと広く普及させたり、あんしんキーパーになってくれる方を広げるために、働きかけをさらにしていく必要があると思っています。

次のページは、多機能型拠点の整備・運営です。多機能型拠点というのは、常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者の方やその家族の地域生活を支援するための拠点です。市内6館の整備を予定しておりますが、そのうち3か所が既に開所済みで、4館目の整備に入っています。基本設計が完了したところです。運営法人は、社会福祉法人横浜共生会を予定しています。今後は4館目の実施設計——具体的な設計を行ったり着工していく予定で、6年度に開所する予定です。また、5館目、6館目をつくることについては、ちょっと遅れていることもありますので、なるべく早く整備できるように進めていきます。

次のページをおめくりください。2つ目の柱の「障害者の高齢化・重度化への対応」です。障害者グループホーム設置運営費補助事業。この内容は、障害のある方が高齢になったり障害が重くなったりしたときの対応のために、対応できるグループホームを拡充していくものになっています。また、利用するグループホームのバリアフリーなどの改修にかかる経費を補助したりしています。3年度の実績は、高齢化・重度化のグループホームは3か所、定員26人になっています。バリアフリーの改修経費の補助件数は、3年度は申込みがなかったため0件となっております。今後の方向性ですが、高齢化したり障害が重くなった方に対応したグループホームは、事業を開始してからホーム数が増えていないことが課題になっておりますので、関係する団体の皆様と協議を行っているところでございます。見直しをして拡充していきたいと考えています。バリアフリーの改修工事はやっていきたいと考えていますので、制度の案内や事前の調査を継続して実施していく予定です。

次のページをご覧ください。民間住宅居住支援事業です。障害のある方が民間の賃貸住宅——アパートやマンションにお引っ越ししやすくするための仕組みとして、住宅セーフティネット制度を活用して進めているところです。令和元年、3年前の8月に相談窓口を開設したりして、たくさんの方にご相談いただいております。相談された方に

住宅の紹介をしたり、福祉制度の窓口のご案内をしたりしているところです。3年度は障害のある方から148件の相談がありました。今後の方向性ですが、この住宅支援は、お住まいの支援をすることを議論する居住支援協議会というものがありますが、そこが運営している相談窓口と、居住支援を行う、アパート運営などを行っているような不動産屋さんや福祉の事業者と連携を強化していきたいと思います。

次のページをご覧ください。3つ目の柱「地域生活のためのきめ細かな対応」です。1つ目は、障害児者の医療環境整備事業です。これは、障害のある方が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりをしていくもので、医療的ケアのある方々の生活を支えるために医療的ケア児・者等コーディネーターを配置したり、医療的ケアのことを理解してもらって支援者を養成したりしているところです。3年度につきましては、1つは、知的障害のある方を専門とする外来を持っていただける医療機関を設置していますが、それは5病院で受けてくださっていて、年間221人の方がご利用されました。また、医療的ケアのある方々の生活を支えるためのコーディネーターの相談件数は659件ということでした。また、医療的ケアのある方々の理解をしていただくために支援者を養成する養成研修の修了者は42人でした。累計で136人の方に研修を修了していただいています。今後の方向性としては、知的障害の方を専門に外来で受けくださる医療機関については、今ある5病院が北部方面に偏っているので、6か所目の設置を目指します。また、医療的ケア児・者の支援事業については、だんだん増えてきている医療的ケアを必要とする方々に対して、保育や教育分野での受入れを進めてまいります。

次のページをご覧ください。移動情報センターの運営等事業です。移動情報センターは18区全ての区に設置して、移動支援の情報を集約したり、適切な正しい情報を提供したりしています。3年度の実績としては、1年間で2,223件の相談を受けました。今後の方向性については、18区全体で相談の質にばらつきがあるので、対応力の向上とネットワークを強化していきます。

最後に、障害者自立生活アシスタントです。これは横浜独自の仕組みでございますが、地域で単身で生活する障害のある方に対して、このアシスタントがその方の特性を踏まえ、具体的な生活場面で助言を中心とした支援をしていく事業になっています。現在、36か所で知的障害の方、精神疾患のある方、高次脳機能障害のある方を対象に実施して、登録者数は延べ766人となっております。引き続き、横浜市独自の事業である自立生活アシスタントについて、必要な方に支援が届くように周知するとともに、アシスタントのスキルアップにも努めてまいります。ご説明は以上です。

(内嶋会長)ありがとうございました。少々長い報告になりましたが、あんしん施策に係る令和3年度、去年度の実績と課題についてもご報告いただきました。それでは、この報告についてご質問・ご意見のある委員の方、ご発言をお願いします。では、順番にいきましょう。永田委員、お願いします。

(永田委員)グループホーム連絡の永田です。知的障害者をちゃんと丁寧に診てくれる病院がもっと増えてほしいです。

(内嶋会長)永田委員、以上でよろしいですか。知的障害者を診てくれる病院というのは、恐らく「地域生活のためのきめ細かな対応」の、障害児者の医療環境整備事業に関わることですね。分かりました。事務局、今ご意見がありましたこと、よろしいでしょうか。それでは順番に、次は渋谷委員、お願いいたします。

(渋谷委員)渋谷です。医療について、以前にも何度かお話ししましたが、一般的にお医者さんは障害者の状況が分かっていないんですね。僕は脳性麻痺ですが、脳性麻痺という障害のことは知っていても、実際にどのように生活しているのか、具体的なことはほぼ分かっていない。それが分からないとちゃんとした治療ができないんですね。僕たちから言わせると、健康が守れない。その辺の検証というか、障害者の状況をお医者さんにどう理解してもらえばいいのか。これは前からの課題だと思っておりますが、もっと力を入れていただきたいと思っております。

(内嶋会長)聞き取りにくい点もあったので念のために繰り返しますが、障害児者の医療環境整備事業に関わるご意見と伺いました。治療するお医者さんは、脳性麻痺という障害は知っていると。ただ、実際に脳性麻痺の方がどういう生活をされているのか、多分、同じ脳性麻痺といっても個々の障害のある方によって生きづらさというか生活の困り感は全然違うはずですし、特に治療に関係する特性をお医者さんがよく理解していないと、多分、薬を飲むとかそういうこと一つ取っても違ってくるのかなと思っておりますが、そこをきめ細やかに現場の臨床のお医者さんに分かってほしいと。

(渋谷委員)脳性麻痺の例を出しましたが、障害にかかわらずそういうことはあると思っております。ですから、その辺はしっかりとお願いしたいと思っております。

(内嶋会長)なるほど、分かりました。渋谷委員は今、脳性麻痺を例には出したが、ほかの障害のある方はそれぞれの特性に応じた診察・治療をきめ細やかにやってほしいと。こういうご趣旨と承ってよろしいですか。

(渋谷委員)はい。

(内嶋会長)事務局、今のご意見は分かりましたか。何かコメントはありますか。

(佐渡課長)実は毎年、市大の学生さんたちに障害理解のコマを頂いて理解授業みたいなものをやったりしていますが、それはお医者さんの卵のほんの一部の方々でしかないので、医療機関の皆様にもどのように障害理解のアプローチをしていったらいいのかなというのは、医師会や歯科医師会の皆様にもいろいろお伺いしながら進めていきたいと思っております。二宮委員から何か補足があるとうれしいです。

(二宮委員)渋谷委員、先ほどは貴重なご意見ありがとうございました。実は、私も今の件で発言させていただこうと思いましたが、歯科医療従事者も障害をお持ちというだけで断るケースが残念ながらあります。これはなぜかということ、例えば典型例だと、何々症候群という病気ですね、日本に1,000人しかいないとかそういうものと、病気に対する理解がなかなか得られなくて、分からない、怖いというのが先に来てしまう面から断る事例もあります。障害とは異なりますが、がんに関してもつい10年ぐらい前までがん難民という言葉があっただけで、がんというだけで歯科医療従事者が断るケー

スもありました。ですが、がんに関しては手術前後の医科との連携がかなり進み、理解が進んで、がんだからといって断る方はほぼいないと思います。脳性麻痺に関しては、私個人的にはかなり診ていますし、通常どおり診療させていただいていますが、やはり脳性麻痺というだけで断る方もいますし、それが今、横浜に限らず日本での現状です。今後、歯科医療従事者として障害に関する方々をもっと診療できるように努めていきたいと思っています。大変貴重な意見をありがとうございました。

(内嶋会長)二宮委員、突然の無茶ぶりでご意見ありがとうございました。荒木委員、お願いします。

(荒木委員)YPS会員で精神障害当事者の荒木です。1番の「親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築」に関しての意見を言いたいと思います。実際に身体とか精神に限らずいろいろな当事者とマッチングして、あんしんキーパーさんも人なので、最初はいいと思ったけど合わなくなってしまったときに第三者が入って三者間で解決できる仕組みがあるとか、そういうマイナスなことが起きたときに対応できる仕組みづくりがないと、なかなかこれはハードルが高いです。支援を求めている、あんしんキーパーとか制度自体はすごくいいものなのですが、いざこれをしようと思って行動に移すときに、行動しないともったいないというぐらい受けやすいものにしてほしいと思います。人と人なので、精神当事者に限ることなのかもしれませんが、人に対する不信感や、それこそ怖かったりすることもあるので、これを登録したことによって助かったという事例があったり、実際、マイナスなことが起きたときに断ることもできる仕組みづくりが欲しいなと思いました。

(内嶋会長)後見的支援制度のより柔軟な使い方、特に精神障害の方はおっしゃるようなマッチングの問題があると思いますので、そこをきめ細かくやってほしいということですが、事務局、何かコメントはございますでしょうか。

(佐渡課長)後見的支援制度は、あんしんキーパーという一番身近な地域住民の方々と、後見的支援室という拠点にあんしんサポーターとあんしんマネジャーがいて、全体を統括したり、あんしんキーパーさんの動きを見たり、ご利用者さんの生活を振り返ったり、それぞれ役割がある複数の人間が関わっています。お一人の当事者の方にあんしんキーパーさんが1人だけということではなく、チームで関わらせていただいていますので、もし人間関係とか悩み、「今度のあんしんキーパーさんは…」みたいなことがあったら、後見的支援室にご相談いただければあんしんサポーターやあんしんマネジャーと一緒に考えさせていただきたいと思いますので、安心してお使いいただければと思います。

(内嶋会長)ご説明ありがとうございました。それでは、挙手順に参りたいと思います。大橋委員、お願いします。

(大橋委員)浜視協の大橋です。相変わらず幾つも言いたいことはありますが、今日は2点に絞ります。まず、障害児者の医療環境整備事業です。これについて、高齢化と重度化は非常に進んでおりまして、障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる

環境づくりということで、関連して質問します。私どもの仲間の神奈川県視覚障害者福祉協会がこのほど、1歳児や3歳児の健診のときに屈折検査についてのアンケートを県内の自治体33市町村に行い、回答が32市町村から返ってきたそうです。1つだけ回答しなかったところが横浜市だそうで、大変恥ずかしいと。催促したけれども「うちでは回答しません」ということで、12月2日にアンケート結果発表などがありますが、なぜ回答しなかったのか。日本眼科医会から、正確な日付は調べてきませんでしたが、1月か2月に新聞発表もあります。これは優生思想的な発想ではなくて、1歳児・3歳児での早期発見・早期治療、矯正によって、重度の弱視になるところ、軽い弱視で生涯過ごせたりすることがあるわけです。医療的ケアのことももちろん大切ですが、そういった人たちをなるべく軽減するというような立場は非常に重要だと思います。聴力検査などはやっているのに、なぜ回答しなかったか。もしそうだとしたら、1歳児健診・3歳児健診のあり方を市としてどう考えているのか、その辺をお答えいただきたいと。

それから2点目、障害者グループホーム設置運営費補助事業について、先ほど申し上げましたが、障害者の高齢化と重度化が想像以上に進んでおりまして、運営費補助も大切ですが、バリアフリーのほうは残念ながらゼロだったということです。我々視覚障害当事者団体も、ぜひ将来的にグループホームなどの運営に乗り出したいと思っておりますが、その要件や手続などは我々にとって非常に壁が高いわけです。奈良崎委員の6番目の資料、事前に配られたテキストにはなかったように思いますが、質問が出されていて、視覚障害当事者としては、こういった施設をつくるという情報に関しては、民間会社なども講座などを開いておりますけれども、情報提供の面で十分な合理的配慮はなされていない。そういったことで、我々は情報飢餓で二の足を踏んでしまう状況です。ですから、横浜市としても、グループホームなどの建設に当たって各団体から要望があれば、具体的なレクチャーというかお手伝いというか、そういったことをやらない限りなかなか増えてこないと思うので、この辺は設置運営費補助の段階からもうちょっと個別の団体へのサービスというか、取組をもう半歩進めてほしいと思います。

(内嶋会長)大橋委員、ご意見・ご質問にわたるご発言をありがとうございました。今の2点の問題について、事務局から何かコメントはございますか。

(佐渡課長)1点目の1歳児・3歳児健診のときの屈折検査については、照会があったことは私も存じ上げております。返信をしていないことについては、今日はその担当が同席しておりませんので、確認の上、後日お答えさせていただければと思います。すみません。

2点目につきましては、障害施設サービス課長の高橋からお答えさせていただきます。

(高橋課長)グループホームを担当しております障害施設サービス課の高橋でございます。今、団体様からグループホームの設置を検討していただいているというお声を頂戴しました。大橋委員のおっしゃられたとおり、我々は設置を検討されている方々に関しては必要な情報提供を進めていかないとおりませんので、正式にそういったご意向が

おありだと教えていただいた際には、グループホームの新設について十分なご案内を差し上げたいと存じます。具体的にご検討がお済みでいらっしゃいましたら、私ども障害施設サービス課にお声がけいただきたいと思います。それより以前に、グループホームを新たに設けていくことについて、もう少しいろいろ聞かせてほしいということでございましたら、そういった部分のご案内もさせていただこうと思いますので、ご遠慮なくお申し入れいただければと存じます。ほかの団体様等においても同様でございます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(内嶋会長)大橋委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(大橋委員)実際にどこまでやっていただけるか、はっきり言って若干不信感を持っております。合理的配慮については欠けていると思います。ですから、当事者団体としては、おんぶに抱っこをしてくれというわけではありませんが、もうちょっと情報の開示を。具体的な話になって恐縮ですが、例えばウェブで「障害福祉のあんない」を公開したと。それを点字版で読みたいと言ったら、貸し出すけれども差し上げられませんということで、こういった話が視覚障害者の間で今、流布しています。何で横浜市はそのぐらいのお金がないの？サービスができないの？ということなので、情報に関しては高橋課長から回答がありましたが、遠慮なくどうぞといっても、どこまで本当に配慮してくれるのかは、もうちょっと本気度を出してもらいたいと思っております。

(佐渡課長)ご指摘ありがとうございます。今、大橋委員からありました、「障害福祉のあんない」の点字版を閲覧でお願いしていたのは事実でございます。ただ、委員の皆様ご存じのとおり、情報アクセシビリティ法が施行されたこともございますので、今年度から配布させていただくということで取扱いを変えてまいります。今年度は予算の関係があって、たくさんの方がお申し込みされると厳しいところでお時間を頂く場合があるかもしれませんが、来年度からはご要望いただいた方にきちんとお渡しできるように、予算要求等も頑張りたいと考えております。先ほど不信感というお話もありましたが、頂いたご意見をきちんと受け止めて対応していこうと考えておりますので、どうぞ諦めずにご意見をいろいろ頂ければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(内嶋会長)ちょっとタイムスケジュールの関係がございますので、前半の質疑に関しては、最後に挙手された須山委員のご発言とその応答を終えた後、休憩を取らせていただきますので、よろしく願いします。では、須山委員、お願いします。

(須山委員)私の気持ちというか意見を大橋さんが今、代弁してくださったのですが、障害者のグループホームの設置があまりにも少なすぎて、現在、設置数が3か所で定員数が26人と。これにもうちょっと力を入れて、私たち聴覚障害の方々も高齢化が進んでおり一人暮らしになっていきますから、こういう方たちがグループホームみたいなものに安心して入れるような仕組みづくりを横浜市ももっと考えてほしいと思います。ホームが増えていないことが課題だと書いてありますが、課題について原因みたいな何かがあるのかどうか、そういうのもちょっとお聞きして、私たちもそれについて考えて

いければいいかなと思っています。

(高橋課長) 須山委員、ありがとうございます。今ございました3グループホームのみが、重度化・高齢化のグループホームになります。実際に今、重度化・高齢化のグループホームについては、先ほど触れたとおり早期の拡充等が求められておりますので、関係団体の皆様とも今後、精力的に協議・検討を進めていきたいと考えております。今後の方向性としては、最初から高齢化グループホーム、重度化グループホームという形で、新たにそういった方々のみを対象としたグループホームを設置していく考え方のほかに、既存のグループホームについて高齢化・重度化の対応力をつけた支援ができる形で強化していく考え方もございまして、その方向も含めて検討しているところです。実際に加盟団体の会員の方々がグループホームをご利用されたい際に、既存のグループホームについてももちろん利用が可能でございますので、そちらのご利用・ご活用をまずはご検討いただいてよろしいのではないかと思います。また、その利用に当たって課題感ももしおありでしたら、お住まいの区役所や基幹相談支援センター、そして私も障害施設サービス課などにおっしゃっていただければと考えております。通常のグループホームにつきましては、年間200人の方に新たにご利用いただけるように設置・拡充を進めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

(内嶋会長) ちょっとスケジュールが押していますので、大変恐縮ですが、一旦ここで休憩に入らせていただきます。10分間休憩にいたしますので、皆様よろしく願いたします。

(休憩)

(内嶋会長) 皆様、お疲れのところ恐縮でございますが、後半に入りたいと存じます。よろしく願いたします。

先ほど報告事項(2)について、たくさんの委員の方からご意見・ご質問を頂戴しまして、それぞれ事務局からコメントや頑張りますという言葉頂きましたが、まだご発言されていない方、二宮委員、ご発言をお願いします。

(二宮委員) 多機能型拠点の整備・運営に関しましてですが、これは私個人的にはすばらしい取組だと思っています。医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者はもちろんですが、私自身が診療していても家族が非常に疲弊しているケースが見られます。例えば夜間、ちょっと風邪を引くと、お母さんが1日に20回も30回もたんの吸引で寝られないとか、それこそつきっきりで世話をしなければいけない状況に置かれています。疲弊しているご家族の方を助けるためにもこういった拠点はどんどん促進していただけたらと思います。その一方で、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者に関しては、歯科の受診率が非常に低い傾向にあります。5歳になって初めて歯科を受診したとか、歯科に関してはどうしても後回しになってしまって受診率が低い傾向にあります。開所済みの3館についても歯科との連携が取れないケースがあるので、可能であれば連携を促進していただいて、訪問看護師さんを通して歯科につないでいただいて、口腔ケア等を行っていただけたらと思います。

あと、5ページの障害児者の医療環境整備事業で、医療的ケア児・者等コーディネーターに関してですが、間もなく各拠点に2人体制になるというお話を聞いています。一方で、このコーディネーター拠点に関しては、相談を受ければ受けるほど財政的に苦しくなって厳しいという話を聞いています。善意による事業はどうしても長続きしないと思うので、こういった拠点に関して、厳しいとは思いますが、財政的な支援を行うことが医療的ケア児の支援にもつながると思うので、ご支援いただけたらと思っています。(内嶋会長)2点ほどご意見という形で伺いましたが、何か事務局からコメントできることはありますか。

(高橋課長)二宮委員、ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、多機能型拠点の拡充・設置促進につきましては、医療的ケア児・者とそのご家族にとって非常に重要なものであるという認識の下で、市を挙げて設置・整備を推進してまいりたい所存です。その中でも歯科との連携というお話を頂戴しました。口腔ケアにつきましては、医療的ケア児・者を中心に非常に課題だという認識を持っておりますので、ぜひ歯科医師の皆様と一緒に口腔ケアの拡充を、多機能型拠点はもとより各関係機関、事業所で進めてまいりたいと考えております。今後ともご指導・ご助言をよろしくお願いいたします。

(内嶋会長)大分ご意見・ご質問を頂いたのですが、予定のスケジュールをかなり押し回してしまって、会長就任初回から時間超過の可能性が大という状況でございますので、今日は申し訳ございません、私の顔に免じて、この報告(2)に関してのご意見・ご質問はここまでとさせていただきます、また次の機会がございますので、そのときにご発言のほど、よろしくお願いいたします。

(3)浦舟複合福祉施設における運営事業者選定について

(内嶋会長)それでは、報告事項(3)です。浦舟複合福祉施設における運営事業者選定について、事務局からご説明をお願いします。

(今井課長)障害自立支援課長の今井と申します。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

右肩に資料3と書いてある「浦舟複合福祉施設における運営事業者候補の選定について」という資料をご確認ください。私も、南区にあります浦舟複合福祉施設の一部の貸付けを行いまして、障害者の就労啓発事業を行っております。現在、事業を行っていただいている事業者との契約が、今年度末、来年3月31日で満了することに伴いまして、公募により新規の事業者を選定するため、6月に開催されました第1回の障害者施策推進協議会において、本協議会の下部組織として選定委員会を設置させていただくことと、選定委員会での審議による事業者候補の決定をこの施策推進協議会の審議結果として市にご報告いただくことについてお諮りし、ご承認いただいております。その後、7月と10月の2回の選定委員会を経て運営事業者候補を選定しましたので、報告させていただきます。

資料の2、選定した運営事業者候補でございます。選定した運営事業者候補は、パーソルサンクス株式会社になります。現在、事業を行っている運営事業者になります。

3番目、選定委員会の委員についてですが、社会福祉の学識経験者として法政大学の眞保先生に委員長をお務めいただきました。また、経済分野の学識経験者として横浜市立大学の影山先生、地域福祉関係者として浦舟地域ケアプラザ所長の小山委員、労働行政の関係者として、本協議会の委員でもございます横浜公共職業安定所所長の松田様、本協議会の会長でもございます横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事の内嶋会長、それから、公認会計士としてお務めいただいている櫻山委員の6名で選定を行っていただきました。

資料の裏面をお返しく下さい。選定の経過についてです。まず第1回として、7月15日に募集要領の内容と審査項目についてご議論いただきました。それから、第2回の選定委員会として、10月14日に応募事業者1者からのプレゼンテーション及びヒアリングと採点及び集計、選定を行わせていただいております。

選定の内容についてですが、資料3別紙と右肩に書いてある資料をご覧ください。運営事業者の選定につきましては、事業者より事前に提出されました資料による事業内容等の確認、また、第2回の選定委員会でプレゼンテーションとヒアリングにより審査を行い、委員に採点いただいて選定を行っております。

採点結果でございますが、運営事業者候補としてパーソルサンクス株式会社(よこはま夢工房 浦舟)が、委員の持ち点の合計点300点のうち219点を獲得しました。それぞれの委員が最低点である1点をつけないこと、また、300点のうち6割の180点を超えることが選定の条件となっておりますので、選定の条件を満たした形になっております。

2番目の提案内容等でございます。パーソルサンクス株式会社につきましては、クッキー製造や販売を中心に行っている特例子会社になります。障害者雇用人数や経営状況の安定、障害者就労に関する啓発活動や事業計画遂行等を備えていることを確認し、選定を行っていただきました。

裏面を返していただきまして、3番目の運営事業者候補に対する各委員からのご意見になります。1点目として、クッキー等の販路が法人グループ内で90%となっており、こちらでとどまらず、もう少し外部へ拡大して行ってほしいというご意見をいただきました。また2点目として、経営について親会社から補填を受けておりますので、運営事業者単体で黒字経営にしていけるとよいというご意見をいただきました。また3点目として、障害のある方に限らず、製造業を中心とした例では、技能形成の際に仕事表のような形で可視化に取り組んでいる例があると。ですので、障害のある従業員につきましても、能力についてもう少し丁寧に可視化できるとよいというご意見を頂戴しました。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。
(内嶋会長)事務局、ご説明ありがとうございました。報告事項(3)の浦舟複合福祉施設

における運営事業者の選定について、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。いかが
でしょうか。私も関わりまして、施設内の見学もさせていただいた上で、100点満点と
はいかないですが、それなりに実績もあるということで、他の委員の方々とともにこの
事業者でよろしいだろうということにさせていただきましたので、私からもついでに
補足させていただきます。

特にご意見・ご質問なければよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、こ
の件につきましては報告を終わります。

(4)防災・減災にかかわる取組状況について

(内嶋会長)次は報告事項の(4)防災・減災にかかわる取組状況について、事務局から
ご説明をお願いします。

(佐渡課長)資料4をご覧ください。「横浜市での減災・防災の取組状況について」とい
うことで、趣旨にありますとおり、第4期障害者プランでは、減災・防災の項目について
各々目標を立てております。これにつきまして、第1回障害者施策検討部会でご意見を
頂きましたので、そのことも含めてご紹介・ご報告させていただきたいと思ひます。な
ぜ、減災・防災だけ特に取り上げてご報告させていただくかといいますと、先ほど清水
委員からもありましたとおり、第3期障害者プランの中で「△」や「×」が多かった取組の
一つでもございます。我々事務局側も意識して進めていかなければいけないというこ
とで、今年度取り組んだことについてご報告させていただければと思ひます。また、第3期
プランまでに書いていたとおり、障害のある方々の減災・防災に関する取組について
は、協議体をつくってそこで議論することを目指しており、この障害者施策推進協議会
やその下部組織である検討部会で議論いただくと整理させていただいたところでは
す。

それでは、資料4に項目が幾つか分かれておりますので、それぞれご紹介したいと思
ひます。2の取組一覧の1つ目です。災害時要援護者支援事業は、災害のあるときに
自力で避難が難しい要援護者の方々についての支援策を考える事業でございます。
これはもう随分前から実施しておりますが、災害時要援護者名簿の提供を地域の方々
に行うことで、地域の実情に応じた様々な取組を各区で、各地域で実施しているところ
です。

次のページ、裏をめくっていただければと思ひます。2点目は、障害者・支援者による
災害時等の障害理解の促進です。横浜市社会福祉協議会の中に、内嶋会長がいらっし
やる障害者支援センターがございます。その中でセイフティーネットプロジェクト横浜、
略してS-net横浜と言っていますが、当事者・支援者や当事者家族の団体でございまし
て、ここと協力して、各区で実施される地域防災拠点の訓練などで障害者理解の促進
を進めているところです。出前講座なども協力していただいて各地区に行ったりして
います。4年度の具体的な取組としましては、セイフティーネットプロジェクト横浜が
普及・啓発活動をするということで、コミュニケーションボードなどを広めたり、研修会
をやったり、地域防災拠点で当事者の方の講演などを実施しています。このところコロ

ナで実際に集まる訓練がなかなかしにくくなっていますが、地域防災拠点の訓練などを
通して、障害のある方に配慮すべき点などを確認し合っ、参加者へ周知していきたく
と考えています。

次に、災害時等の自助力向上に向けたツールの作成及び普及・啓発です。災害が起き
て、まず自分の家族、自分の身を守る時に、災害が起きたらどう行動するのかという
ことは、市民お一人お一人がご自身で意識していただくことが大切です。そのことに関
して、近年、災害時の被害が大きい風水害を含め検討してきました。その中でマイタイム
ラインというものがあって、特に風水害のときに時間軸で、時間ごとにどこにどうい
う避難をするのかとか、どうい行動をするのかということを記載するものですが、既に
横浜市のウェブサイトはどう考えたらいいのかが書いてあるマイタイムラインを掲載し
ています。これの分かりやすい版を作成したところですので、周知を図っていきたく
と想います。

それから、次の3ページですが、障害種別応急備蓄物資連携事業は、障害の種別、
障害の特性に応じて備えなければならない物資を保管できるように、それぞれの施設
に普及・啓発や補助を行っているものです。一つは福祉避難所(障害者施設等)ですが、
発電機や褥瘡予防用の簡易ベッド、仮設多目的トイレ、車椅子対応用のテントなどの
備蓄を行うときの補助を実施しています。また、障害者地域活動ホームに対してはこう
いったものを備蓄していただきますが、定期的に更新しながら実施することに対しても
補助を行っています。物資関係の整備を、なるべくそれぞれの施設で整えていただけ
るようにしている事業です。

また、次のページをめくっていただいて続きですが、災害時にお住まいのおうちが
被災してしまってストーマ用装具が持ち出せなくなったオストメイトの皆様について、そ
うい場合に備えてご自身が所有しているストーマ用装具を保管できる場所(ロッカー)
を提供しております。主に法人運営型の地域活動ホームにロッカーを設置してありま
す。毎年7月に新規募集しておりますので、その管理と更新を実施してまいります。

次は、障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供等継続支援、いわゆるBCP
(業務継続計画)です。障害福祉サービスについては、災害のあるときでもなるべく継続
してサービスを提供していただきたいということがあります。平常時から感染症の
流行に備え衛生物品の備蓄などをしていただく、また、感染症以外の災害時についても
どのように対応していくのかという、事業を継続するための計画を策定する支援をさせ
ていただきたいということで、研修などを実施している事業です。4年度には、感染症
や地震など自然災害のときの業務継続計画をつくるために、どんなポイントでつくった
らいいのかという研修会を開催しています。また、今もコロナ第8波が増えてきている
ところで、感染症拡大防止に対応した事業所に対して、かかり増し経費と言いますが、
いわゆるサービス継続をするためにかかったお金に対して補助し、各事業所の負担軽減
を図っています。また、横浜市から抗原検査キットを各事業所にお配りして、なるべく早
く感染が分かって医療機関につないだり、自宅療養していただく支援をしているとこ

ろです。

めくっていただいて次のページでございますが、災害時における自助・共助の情報共有の推進ということで、この障害者施策推進協議会や各団体・関係機関の会議体で、災害時の自助・共助について情報共有を行う事業です。今日このように会議でご報告してご意見を頂くこともそうですし、先日、検討部会でもご議論いただいたところで、引き続きこのような会議でご意見を頂き情報共有をしていくことと併せて、障害福祉の案内を作成するときにも防災・減災のページを充実させていきたいと思っております。今年度もページをつくってありますが、2023年版をつくる時にも充実させていきたいと思っております。

このページの下のほうに、「3、委員からの主な意見」ということで、この推進協議会の専門部会である障害者施策検討部会で先日頂いたご意見を記載しました。主なものだけ少し拾ってご紹介したいと思っております。一番最初にご紹介した災害時要援護者支援事業については、物については横浜市もいろいろ考えているが、人の支援に対するものが不足しているのではないかとのご意見を頂きました。手話通訳や要約筆記などが派遣される制度や、視覚障害の方なら移動支援も必要ではないか。人の支援を含めて支援策を考えてほしいというご意見を頂きました。また、災害時要援護者名簿は一定の要件で名簿化しているものですが、ここに現在はグループホームの同居者が含まれていないことや、避難に困難を要する方ということで肢体・身体の方を中心に登録されていることもあり、内部障害の方についてはこの名簿に掲載されている方が状態像によっては多くないのではないかと、把握をお願いしたいというご意見がありました。

また、2つ目の障害者・支援者による災害時の障害理解促進では、横浜市内の全地域防災拠点の中には、実は障害を分かっていたための冊子と支援する側・される側のバンダナ、コミュニケーションボードをセットにしたパッケージを置いていますが、この存在を知らない委員の皆様がたくさんいらっしゃいました。これは配布してから15年ぐらいたって、かばんの中に今お話したものをに入れておりますが、このバンダナの存在を知らなかったとか、保管場所や配布方法を確認したい、コミュニケーションボードが入っていない、拠点の委員会に地域の障害のある人が出るときにこういうものがあることを周知してほしいというご意見を頂きました。文字盤なども入っていて言葉が出ない方も指差しで会話できるものになっていたり、コミュニケーションボードも入っています。バンダナは、支援してほしい人は黄色、支援できる人はグリーンということで、災害時に使えるように何セットかを全ての防災拠点に置いていますが、地域防災拠点の中には、これが備蓄庫の奥のほうにしまわれてちゃんと確認できていないところがひよっとしたらあるかもしれません。配り始めて既になかなりの年数がたっておりますので、来年度は防災セットを2個ずつ、もう一度配布することを検討しております。また、各区の地域防災拠点の連絡会や、S-netが所属している社会福祉協議会で説明して、こういうものを配るのもそうですし、現在もあるということをご紹介していく取組を考えています。

また、めくっていただきまして3つ目の、災害時等の自助力向上に向けたツールの作成及び普及・啓発のところでは、分かりやすいツールをつくられていてもホームページだけだとその存在はなかなか伝わっていないと。駅や病院など、福祉サービスを受けていない障害者に伝わりやすい場所で、例えばスマホでQRコードを読み取るとそこに飛ぶとか、そういう分かりやすいものを置くとかというのではないかというご意見もいただきました。

また、4つ目の応急備蓄物資運携事業では、避難所では音声での連絡が多いと思うので、音声情報が入らない聴覚障害の方には視覚情報で知らせる工夫をしてほしいというご意見をいただきました。

その他、本当に様々なご意見をいただきました。頂いたご意見を踏まえ、さらなる取組を実施していきたいと考えております。ご説明は以上です。

(内嶋会長)ご説明ありがとうございました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、これは障害者施策検討部会で既に検討させていただき、今日も部会の委員の方が何人か出ておられると思いますが、このようにたくさんご意見を賜りまして、それが今、報告として上がってきましたということです。それでは、この報告事項についてご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。それでは、二宮委員、お願いします。

(二宮委員)検討部会で物よりも人というご意見があったと思いますが、それは私も痛感していて、ご参考までに言いますと、東日本大震災のときに災害関連死が3773名います。その3773名の27%は肺炎で亡くなっています。気仙沼の病院では、肺炎による死者がそのとき一気に3倍に増えた事実があります。何を言いたいかというと、人への投資です。災害時に高齢の方や障害の方が肺炎で亡くなる傾向にあります。災害時に肺炎に対する口腔ケアを行うことができれば、災害関連死が減ることが予想されます。東日本大震災だけでなく、2016年の熊本地震のときは15%、1995年の阪神淡路大震災のときは24%の方が肺炎で亡くなっています。肺炎で亡くなる割合は災害関連死ではすごく大きいので、いざ大きな地震等が起きたときに肺炎対策に対する取組を行っていただけたらと思います。

(内嶋会長)ほかにいかがでしょうか。須山委員、お願いします。

(須山委員)実際に災害が起きたときは避難警報が出ると思います。避難警報には1から5まであって、高齢者は大体3で避難しなさいと言われていますが、このように言われたときに、実際に避難所に行って1や2ぐらいのときに開いているのかどうかという心配をされて、行っても閉まっていることはないのかとか、そういうことを教えてほしいというご意見がありました。避難所は、台風とかが起きたら幾つで開くのか、避難警報の1でも開くのか、それとも、避難警報2ぐらいで開くのかとか、その辺をはっきり知らせていないので、そういうことも横浜市から教えていただきたいと思います。

(内嶋会長)一般的な防災の話にもなるのかなと思いますが、事務局からコメント可能ですか。

(江塚課長)健康福祉局福祉保健課の江塚と申します。防災の担当が総務局危機管理室なので私の分かる範囲でお伝えしますと、災害が発生したとき、区長の判断で地域防災拠点などを開設することになるかと思えます。それが警報の幾つだからというのが事前に分かっているわけではないので、その時点での判断になるかと思えます。

(内嶋会長)須山委員のご発言のご趣旨としては、防災時というか、災害発生時に避難所の開設をするかしないかというのは、例えば聴覚障害の方は音声情報が入ってきませんので、非常に情報が限られてくると。なので、そういった情報が障害のある方に伝わりやすいよう配慮してほしいと。多分、そういうご趣旨も含まれていると思えます。その点、私からも事務局にお願いしておきますので、よろしくお願ひします。

ほかにかがでしょうか。では、永田委員、お願ひします。

(永田委員)避難所を運営している人や一緒に避難してきた人の障害理解が進んでほしいです。

(内嶋会長)今のご発言のご趣旨は、いろいろな障害のある方が避難してくるので、避難所の支援者側にその障害特性を理解した上で対応していただきたいということと、それから、障害のある方向士や、障害のあるなしに関係なくいろいろな避難民の方が来られると思うので、できれば地域で障害の理解を深めてほしいと。多分、それが顕著に出るのが一斉に避難所に人が集まってしまったときだろうと思えます。何とか障害者は反対だなんていうのきなことを言っている場合ではない状況ですし、そういう点からも地域の障害者理解を深めるほうがよろしいのではないかというご趣旨かと思えますので、事務局はよろしくお願ひします。

すみません、かなり時間が押しておりますので、特にこれ以上ご質問・ご意見がなければ、減災・防災にかかわる取組状況については部会でも検討させていただきますので、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(5)地域療育センターの見直しについて

(内嶋会長)では、報告事項の最後になります。(5)の地域療育センターの見直しについて、事務局からご説明をお願いします。

(及川課長)こども青少年局障害児福祉保健課及川です。座って説明させていただきます。

資料5になります。表題が「地域療育センターの見直しについて」です。これについて報告させていただきます。令和2年6月に頂いた答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」を受けて、地域療育センターの利用の流れやサービス内容の見直しを進めることとします。

1、現状。発達障害児等の増加に伴い、地域療育センターの利用を希望する児童が増加し、利用申込から支援開始(初診)まで令和3年度末で4.8か月程度を要しているほか、保育所等を利用する障害児の増加により、地域療育センターが行う保育所等への巡回訪問のニーズが一層高まっています。

2、見直しに係る検討について。(1)地域療育センターあり方検討会について。発達障害児のさらなる増加傾向等、地域療育センターを取り巻く環境の変化及び横浜市障害者施策推進協議会からの答申を踏まえ、地域療育センター運営法人3法人と市による検討を実施しています。(2)検討内容について。利用申込後の待機期間について、集団療育について、保育所等への支援について。

3、見直しの方向性について(あり方検討会での方向性)。(1)利用申込後の待機期間への対応。これまでは初診後にサービス開始としていましたが、利用申込後2週間以内に利用面接(初回面接)を行い、必要なサービスの提供を早期に開始します。ア、待機期間を2週間程度に短縮できるようにします。速やかにソーシャルワーカーによる利用面接を実施。イ、保護者が抱える悩みや負担を早期に解消できるようにします。心理職や保育士、ソーシャルワーカー等を配置し、ひろば事業(親子で参加)や心理職等による面接などの一次支援を実施することで、お子さんの状態や支援の方向性を確認。医師の診察については、担当するソーシャルワーカー等が適宜調整を図りながら、必要なタイミングで診察を受けられるようにしていきます。ウ、一時支援後、必要に応じて診察や検査等も実施し、様々な職種が関わって総合評価を行い、総合プランを作成します。また、その結果を障害児相談支援にも生かしていきます。(2)集団療育の見直し。ア、看護職の増員等により、医療的ケアが必要な児童等への対応を充実します。イ、センターの通園を利用する際のきょうだい児の預かりについて支援します。ウ、必要に応じて、週1日通所のクラスについて、週1回の保育所等への訪問支援日に充てるなどの設定の工夫を引き続き行っていきます。エ、東部地域療育センターは利用児童数が急増しているため、新たに場所を借り上げ集団療育の受入れ数を増やします。(3)保育所等への支援の拡充。障害のある児童が利用している保育所等からの技術支援の依頼にこたえられるようソーシャルワーカー等を増員し、巡回訪問等の回数を拡大します。

4 今後の進め方。専門職等による早期の相談対応や、ひろば事業などによる一次支援充実、保育所等への巡回訪問数の拡大のため、専門職の雇用・育成や、場所の借り上げ等が必要となります。今後、実施に向けた庁内における調整(予算の確保等)及び運営法人による専門職の確保・育成を行い、順次進めていきます。

参考：横浜市障害者施策推進協議会からの答申について。令和元年5月27日付で、横浜市長より横浜市障害者施策推進協議会に対して「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」諮問し、令和2年6月に答申を受けました。以下、答申の抜粋が書かれておりますので、後ほどご覧いただければと思います。報告は以上になります。

(内嶋会長)ご報告ありがとうございました。今の報告について、ご質問・ご意見のある委員の方、いかがでしょうか。いらっしゃいますか。よろしいですか。特にご意見・ご質問ないということで、引き続きよろしくお願ひいたします。

当初予定した次第の報告事項はこれで全てになりますが、奈良崎委員からご意見ということで、お手元の資料6をご覧くださいませでしょうか。こちらの協議会に対してご

意見があるということなので、この報告事項の後に奈良崎委員からご発言をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

(奈良崎委員)奈良崎から意見です。皆さん、お疲れさまでした。すぐ終わります。頑張つて3分で、さっと早口言葉で言ひます。

まず、この委員会がちょっと長過ぎたと私はいつも思ひます。最近、自分からつまらないオーラが出てきて、今日、内嶋さんや副委員長の方も指名されましたが、この委員会や横浜市の特徴で、当事者に委員長や副委員長をやらせようともっと違ひのかなと思ひています。国連障害者権利委員会は当事者が委員長なのに、何で横浜市は当事者が委員長をできないのか、私は不思議で仕方ありません。

それともう一つ。今回2つ目の議論として、多分、皆さん一人一人にとって合理的配慮は違ひと思ひます。ここにいる専門家の方もそうですが、その人たちも一回、自分たちの合理的配慮としてどんなことをしてほしいのかと。例えば、最近知っている方から面白い話が出て、知的障害ではない方だって老眼があるよと。そうだね、字が小さいと読めなくなるよね、という話を聞きました。そういう話もしたほうがいいと思ひますし、一人一人に合った合理的配慮があると思うので、ぜひ話合ひをしてほしいと思ひます。皆さんはびっくりするかもしれませんが、私と永田さんは知的障害なので、ファイルがあります。今日、私は外してしまいましたが、永田さん、ファイルを見せてもらっていいですか。知的障害用にこういうファイルがあります。でも、ほかの障害の皆さんにはありません。多分、関係者にもないです。こういう意味で、私たちだけが特別な障害者だからと言われるのも嫌なので、自分たちもこういうファイルが欲しいとか、例えば点字とか、須山さんはパソコンを使って字を読んでいるとか、そういうことも一人一人違ひるので、そこをもう一回、会議でそういう話合ひの場をつくりたいと思ひて、今回、意見を出しました。

(内嶋会長)ありがとうございます。奈良崎委員、どうしますか。何か事務局のほうにコメントを頂いたほうがいいですか。

(奈良崎委員)次回、そういう時間を下さいというだけでいいです。

(内嶋会長)あるいは、この場でではなくて、ちょっと裏でお話ししましょうか。私はいつでもいいですよ。この席は奈良崎さんに譲ります。

(奈良崎委員)いえいえ。

(内嶋会長)貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃる部分は全くそのとおりだと私は個人的に思ひております。これはこれでまた検討させていただきますので、よろしくお願ひします。

では、予定していた議題、報告事項、奈良崎さんからのご意見、全て終了しましたので、マイクを事務局にお返しします。

その他

(田辺係長)皆さん、ありがとうございます。では、最後に5番、その他とあります。今日

	<p>は時間もオーバーしているので、私は1分ぐらいで宣伝します。机の上に1つ、チラシを配付しました。墨字のもので申し訳ありません。両面ですが、表というかオレンジ色めいたほうが、いわゆる啓発イベントです。12月3日に「チャレンジド week フェス in Yokohama 2022」ということで、市役所1階のアトリウムを主な会場にしまして、障害者週間に合わせて普及・啓発イベントを行います。ステージイベントは、コンサートですとか、デフリンピックのメダリストの方にご講演いただいたり、アート作品なども展示しています。配ったときの裏面、背みがかったほうは、同じく12月3日、障害福祉分野の仕事フェアということで、いわゆる就職フェアのイベントをパシフィコ横浜のアネックスホールで開催いたします。こちらは障害当事者の方の就労ということではなくて、障害福祉分野の支援者として働く方——各事業所も求人になかなか苦労している昨今なので、働きたいと思っている方をぜひ増やしたいということでイベントを行っております。就職相談会があったり、アイドルの方に来ていただいて講演会などもしますので、この両方のイベントを、委員の皆様ももちろんですが、それぞれのご所属の団体などでもPRしていただきまして、普及・啓発と就職フェアと、どちらもたくさんお越しいただけるようなご協力をしていただけるとありがたいなということで、その他としてご報告いたします。(「テキストファイルはありますか」の声あり)ホームページにはHTMLでアップしていますが、テキスト版はまだのようですので、これから準備します。その他としてご報告させていただきます。</p> <p>最後、締めいたしますが、皆さん、本日もたくさんの貴重なご意見を頂きましてありがとうございました。最後の資料6で今後のこの会のあり方というか進め方についてもご意見を頂いていますので、しっかり受け止めてこれからの取組につなげていきたいと思っております。</p> <p>最後に、次回の会議についてご連絡しますが、委員の皆さんに今、日程の確認をさせていただいているところです。第3回は3月中の開催ということで、候補日として3月27日の午後、3月27日の夜、3月29日の午後で調整させていただいています。委員の皆さんには日程が決まり次第ご連絡いたしますので、少々お待ちください。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。委員の皆さん、どうもありがとうございました。</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 : 第4期横浜市障害者プランの改訂に係る今後の取組について ・資料2-1: 「将来にわたるあんしん施策」の実績報告について ・資料2-2: 「将来にわたるあんしん施策」の実績報告(令和3年度) ・資料3 : 浦舟複合福祉施設における運営事業者候補の選定について ・資料3別紙: 選定結果詳細 ・資料4 : 横浜市での減災・防災の取組状況について ・資料5 : 地域療育センターの見直しについて ・資料6 : 横浜市障害者施策推進協議会への意見

2 特記事項

・資料6については当日席上配布